

今後の施策の方向（農村）

○ 現行基本法制定後 20 年間の情勢変化と、今後 20 年を見据えた、今後の農村施策の方向を整理。

情勢の変化、課題、展開方向（イメージ）	部会での議論など
1 現行基本法の農村政策の基本的考え方 農村の振興は、現行基本法において、基本理念に位置づけられ、主要な施策として明記された。 旧農業基本法においては、都市に不足する労働人口を農村から移動させる一方、都市労働者との農工間の所得格差を是正し、合わせて農業者の生活改善を図っていくことが国土の均衡ある発展と考えられた。旧基本法制定後、農村人口の減少と技術の進展から、田植機・コンバインなど農業の機械化が進展し普及した。これに伴い、他産業への就職などによる農村人口の減少がさらに進行し、農業の構造改善への契機となった。 現行基本法では、農村に着目し、農村は農業生産の場であるとともに、農業者の生活の場であり、農業者が農村に居住し、農業生産が持続的に行われることによって、農業を通じた食料安定供給と多面的機能の発揮という国民の求める機能が発揮されると整理した。当時、過疎問題など地方の人口減少が社会問題になっていたことから、持続的な農業生産活動が行われるよう、更なる人口流出を防ぐため、農村において、生産基盤の整備にあわせ、交通、衛生、文化等の生活環境の整備等によって、農村の振興を図ろうとした。	（農業の最も重要な問題のうち）第二に、いわゆる<u>農村と都市との所得格差の拡大</u>である。（中略）このような<u>所得格差の拡大は、右に見たような人口流出の原因の一つと考えられた</u>。（中略）その意味でも、<u>所得格差の是正が問題とならざるを得なかったのである</u>。 （（旧）農業基本法の解説 第二節 農業基本法の制定 第一款 農業基本法成立の背景） - 農業構造の改善は、<u>農業就業人口の減少</u>という、現に進行中であり、今後大いに進行すると予想される現実を契機としてはじめて可能であり、その意味で<u>農業就業人口の減少を前提としている</u>。 （（旧）農業基本法の解説 第三節 農業基本法の成立とその内容 第三款 農業基本法各条解説 十六 家族農業経営の発展と自立経営の育成 (2) 農業人口の見通し） - 農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むためには、生活の源泉たる<u>所得を増大させることがまず必要であり、併せて生活環境の整備、生活改善等を推進することが必要である</u>と考えられた。 （農業基本法に関する研究会報告 II 農業基本法の制定の背景とねらい・内容 2 農業基本法のねらいと内容 (1) 政策目標）
(1) 中山間地域への着目 旧農業基本法では、都市との所得格差を価格支持で埋めることとされていたが、現行基本法では、価格政策を見直し、効率的かつ安定的な	規模拡大等を通じた生産性の高い農業経営の育成は、農地が平坦で、比較的まとまっている平地地域では実現しやすいが、<u>中山間地域等では、傾斜地が多いうえに農地も狭小で分散しているなど自然的条件が不利で、</u>

農業経営が生産の大宗を担う農業構造の確立を目指した。

しかしながら、中山間地域等の条件が不利な地域においては、効率化に限界があり、平地地域の農業と同様な構造改善は困難であった。そのため、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正するための支援措置が必要とされた。

当時、EU において条件不利地域への支援策として直接支払いが採用されており、これに着目し、現行基本法では、中山間地域等の農業生産条件に関する不利を補正するための支援が第 35 条第 2 項に規定された。

しかし、実際に制度化された中山間地域等直接支払制度は EU のような個々の農業者への直接支払いではなく、集落活動をベースとした支払いとした。これは、①中山間地域等においては、起伏の多い地形から、平地のように個々の農業者が水路・農道等を含めた農地の管理をすべて行うことは困難、②集落は、その構成員のうちに兼業先での勤務により機械や土木等の多様な専門知識・技術を有する集団である、③集落という集合体は、構成員が他の構成員の脱落をカバーできるという柔軟性・継続性を有している等の理由であった。

このように、日本において、条件不利地域での営農継続の鍵を握るのは、集落機能と判断したことに留意することが重要である。

規模拡大等による生産性向上には制約がある。

- ・ 中山間地域等の維持・活性化を図るため、平地地域とは異なった施策を構築することが必要である。すなわち、中山間地域等の立地条件を活かした特色ある農業・林業・地場産業の展開を支援し、あわせて国土・環境保全等の公益的な諸価値を守るという観点から、公的支援策を講じることが必要である。
- ・ 直接支払いを行う政策については、真に政策支援が必要な主体に焦点を当てた運用がなされ、施策の透明性が確保されるならば、その点でメリットがあり、新たな公的支援策として有効な手法の 1 つである。

(食料・農業・農村基本問題調査会答申 第 2 部 具体的政策の方向 3 農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮 (3) 中山間地域等への公的支援)

- ・ 耕作放棄の要因をみると、傾斜地等の生産条件の不利性や高齢化が放棄率の引上げ要因となっているのに対し、生産組織への農家の参加率が引下げ要因となっており、集団的な農業活動が耕作放棄の防止に有効な対策となっている。特に、中山間地域等においては、起伏の多い地形から、平地のように個々の農業者が水路・農道等を含めた農地の管理をすべて行うことは困難であり、おのずから集団的対応をなさざるをえず、このような対応ができなくなった地域では一気に耕作放棄が進行することとなりかねない。
- ・ また、集落は、その構成員のうちにその兼業先での勤務によりそれぞれ機械、化学、土木、経営、経理、マーケティング等についての専門的知識・技術・資源を持つ者を有する集団であり、このような集団が有機的に連携し総合力を発揮することができれば、個々の農業者以上の成果をおさめることも十分期待できよう。
- ・ さらに、集落という集合体は構成員が他の構成員の脱落をカバーできるという柔軟性があり、継続性を有しているというメリットもある。
- ・ したがって、中山間地域等で営農活動を定着化させ、耕作放棄を防止するという直接支払いの目的を達成するためには、集落の持つ諸機能を活用する集落協定による対応は有効と考えられる。

(中山間地域等直接支払制度検討会報告(平成 11 年 8 月) 施策の基本的方向 3. 中山間地域等に対する振興対策の総合的実施 2. 対象行為 (2) 集落協定)

(2) 都市住民の理解の増進の場としての農村 現行基本法は、国民視点で農業・農村の重要性を位置づけるとともに、国民の農業・農村に対する理解と関心を深めることが重要であることを示した。また、国民が生活のゆとりを求めるようになったことを背景に、都市住民が農村を訪問して都市と農村の交流を深めることや都市に居ながらにして農業に触れる市民農園の整備等を施策として位置づけた。	・ 最近では、効率性追求一辺倒であったこれまでの経済社会運営を反省する機運が生まれるとともに、<u>経済面にとどまらない生活の豊かさを求める世論が高まってきている</u>。このような中で、<u>農業・農村に対しては、食料の供給に加えて、国土・自然環境の保全、自然に恵まれた居住・余暇空間の創出等の非経済的あるいは社会的・文化的役割について、新たな期待が生じている</u>。さらに、<u>健康・安全志向の高まり等を背景に、食料に対する国民の関心も強まる傾向にある</u>。 (農業基本法に関する研究会報告 IV 農業基本法の総括的評価と新たな基本法の制定に向けた検討 2 新たな基本法の制定に向けた検討の必要性 (1) 農業基本法が見直しを求められている背景)
2 現行基本法における主要政策 以上の背景から、現行基本法では農村の振興に関する施策として、以下の施策が規定された。 (1) 農村の総合的な振興（第 34 条） ・ 農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進する。 ・ 地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずる。 (2) 中山間地域等の振興（第 35 条） ・ 山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下、「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活	

環境の整備による定住の促進等の施策を講ずる。 ・中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずる。 (3) 都市と農村の交流等（第 36 条） ・国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進等の施策を講ずる。 ・都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずる。	
3 現行基本法制定後 20 年間の情勢変化と今後 20 年を見据えた課題 (1) 農村の人口減少の加速化 現行基本法制定後の約 20 年の間で、我が国は世界の主要国に先駆けて人口減少社会に入った。出生数の低下と高齢人口の増加は、特に農村部で全国に先駆けて進行しており、将来的には、自然減による人口減少が加速化していくことが予想される。 農村の人口減少は、長期にわたる課題であったが、これまでは、農村から都市への人口流出による社会減を主として想定していた。社会減が原因の人口減少に対しては、生活環境の都市との格差の是正により、農村からの人口流出を押しとどめるインセンティブを与える対策が有効であった。 しかし、過疎地域では 2009 年以降、社会減より自然減が大きくなっており、今後、農村への移住等により社会減が一定程度緩和されたとしても、それを上回る規模で自然減が進行することが予想される。その中で、農村でも人口減少が特に著しい地域の多くでは、集落の存続が危惧されているのが実態。 	○ 我々のような山間地域の集落は、全国よりもより早く人口減少や高齢化が進展。これにより、集落社会の維持が困難になり、共同作業等の労働力が減少し、農地の維持管理が厳しくなってくる。また、これまで集落で築いてきた伝統行事。祭りや盆踊りなどの継承が厳しくなっている。（第 8 回渡部氏説明） ○ 高度経済成長期には、地方圏の人口が三大都市圏に流入。（第 8 回事務局資料 P8） ○ 過疎地域において、1989 年以降、社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっているが、2009 年以降、社会減より自然減が大きくなっている。（第 8 回事務局資料 P10） ○ 地方活性化のためには、課題を解決するビジネスを作り続けることが重要であり、地方都市においてヒト・モノ・カネを集約して一つのモデルを作ることが求められる。（第 8 回山中氏説明） ○ 田園回帰の志向は高まっている。この志向をとらえて移住者を増やしていくとともに、関係人口なども含め総合的に施策を拡充し、多様な農業・農村の担い手を確保する必要。（第 8 回茂原委員）

今後、農業生産活動の持続性の視点からも、農業者、非農業者にかかわらず、一定の農村人口の維持を図ることが必要と考えられる地域については、新たな就業機会を確保するための農山漁村発イノベーションの推進、スタートアップの支援などを図るとともに、農村に人が住み続けるための条件整備や、地域資源やデジタル技術を活用し活性化を図る地域への後押し、それらを支える情報通信基盤の整備を効率的に図る必要がある。また、自然環境やゆとりある生活空間を求める人々のニーズを踏まえて、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住を推進する。	○ 農村部への移住や就業機会の拡大に関する施策自体は理解するが、人口減少下で本当に成果があげられるかは疑問。可能性がある地域もあれば難しい地域もある。(第8回寺川委員) ○ 様々な観点から多面的に関係人口を増やしていくことで、農業・農村の重要性について国民の理解醸成につなげることが重要。(第8回上岡委員)
(2) 農地の保全・管理のレベル低下の懸念 農業者が今後急速に減少していく中、営農が継続されない農地が増加することが懸念される。このような農地は、地域の農地の効率的な利用や適切な保全の妨げになるほか、放棄された場合には周辺の農業者の営農の支障になるおそれがある。  農地を保全し、集落の機能を維持するためには、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要だが、農業を副業的に営む経営体や自給的農家が一定の役割を果たすことも踏まえ、これらの者も含めた地域の話し合いによって、事前に、農地の集積・集約、農地・農業用水等の効率的な利用の調整、地域の作付品目の検討等を進め、適切な農地の保全・管理を行い、農村地域のレジリエンスを高めつつ、円滑な承継につなげていくことが重要。	○ 農村地域のコミュニティ機能の低下により、それら集落に存在する農地での営農の継続が困難になる。(第8回事務局資料 P16) ○ 荒廃農地となる理由について、農地所有者側の理由としては「高齢化、病気」、「労働力不足」、「地域内に居住していない」など、地域に人がいないことが要因となっている。(本審事務局資料 P33) ○ 地元の農村部は、中山間地域だけでなく、平野部でも人口が減っている。農家が辞めていく分の農地の維持管理は、規模の小さい農家ではできないので、結局、40～50haの規模の農業法人が担うことになる。点にする農地を1法人で全て維持管理するといっても、人口減少社会で全業種が人手不足にある中、雇用確保の面での課題もあり、本当に大変。このままでは将来の農地の維持管理が不安。(第8回齋藤委員)
(3) 集落の共同活動、末端の農業インフラの保全管理の困難化 末端の用排水路や農道等は、農業生産の基盤であるとともに、雨水排水や交通等生活の基盤ともなっており、その泥上げや草刈りなどの保	○ 農業集落の小規模化・高齢化に伴い、農業用排水路の保全・管理に関する集落活動が停滞する傾向がある。特に、集落人口9人以下の集落、高齢化率60%以上の集落では、その割合が急激に低下。(第8回事務局資料)

全管理作業については、農業者だけでなく農業者の地縁・血縁者を中心とした非農業者を含む地域住民が共同活動で行ってきている。

農村の人口減少に伴い、集落内の戸数・人口が減少し、集落の小規模化も進展する。集落が小規模化すると、農業用排水路の保全、農地の保全、伝統的な祭・文化・芸能の保存等の集落活動の実施率が低下するという研究結果もあるが、2050年には「人口9人以下」の小規模集落が全集落の1割を超え、特に、山間農業地域では3割を超えることが見込まれている。このように集落規模の縮小が進む中、2050年には、人口9人以下になると想定される集落に存在する農地面積は約30万ha、その予備軍となりうる高齢化率50%以上の集落に存在する農地面積は約70万haに達すると推測されている。これらの農地では、今後の人口動態を踏まえると、集落の共同活動の実施率はさらに低下し、集落の共同活動が困難となることにより、農業生産や農村生活に大きな影響を与えることが懸念される。

このため、人口減少によって、集落による共同活動で保全管理していた末端の用排水路や農道などの農業のインフラ機能の維持が困難になる問題をどう克服していくかということが、食料安全保障の観点から課題となる。



急速な人口減少が進行する中で、地域の農業の持続性の確保に向けては、効率的かつ安定的な農業経営体とともに、兼業農家、自給的農家、農業者の地縁・血縁者なども含めた伝統的な地域コミュニティによる共同活動を可能な範囲で実施していくことが重要。

また、集落の人口減少により、従来の地域コミュニティの維持が困難となる地域では、他地域から移住し、農業生産活動に取り組みつつ、農業以外の事業にも取り組む者、地域資源の保全・活用や地域コミュニティの維持に資する取組を行う者等、多様な形で農に関わる者を確保することも必要である。

特に、末端の農業インフラの保全管理を持続できるか否かについては、末端施設の保全管理は食料の安定供給のリスクであり、食料安全保

P36)

- 農業集落の小規模化が進んでおり、2050年では「人口9人以下」の小規模集落が全集落の1割を超える見込み。特に、中間農業地域では1割、山間農業地域では3割を超えることが見込まれる。(第8回事務局資料P13)
- 2050年の農地面積は、コミュニティとしての機能が失われる9人以下の集落では31万ha、コミュニティ機能の維持が困難になる可能性の高い高齢化進行集落では67万haになる予測。(第8回事務局資料P16)
- 集落の持続的発展を目指す上で、文化等を次世代に継承していくことが責務と捉え、農家・非農家の区別なく、集落一体となって地域資源を保全管理していく必要。水路は、稲作だけでなく防火用水や融雪用水として利用し、集落全体が恩恵を受けると説明し、地域住民の理解を得た。人口減少に対する維持発展策としては、ふるさと愛の強い担い手・リーダーの育成、移住者の知識・経験の積極的な活用等が重要。(第8回渡部氏説明)
- 農村の機能として、農業インフラの管理もあるが、伝統文化を守るという機能も重要である。そのためには地域住民も含め多様な担い手が必要であるが、多面的機能支払交付金のカバー率は50%台で頭打ちになっている。これをどう上げていくか考える必要がある。(第8回中家委員)

障の問題であることから、その地域で生活を継続する農業者の経営に直結するため、農業者の減少、農地所有者（土地持ち非農家）の不在村化や代替わりが進行し、これまでの共同活動が困難となる等のリスクを考慮して、各地域において管理の在り方を明確にし、農業インフラの低コスト化等を図るなどして、機能を維持していく必要がある。	
(4) 中山間地域等における集落存続の困難化 中山間地域は、平地地域と比べて農業生産条件が不利であるものの、耕地面積、農家数、農業産出額について全国の約４割を占めるなど、現行基本法制定以降もその割合はほぼ変化しておらず、我が国農業・農村の中で重要な役割を果たしてきている。 一方、中山間地域では、人口減少・高齢化が平地地域に先駆けて顕著に進行している。2015年時点で、山間農業地域では人口が1995年比で26%減少し、高齢化率が38%となっている。また、中間農業地域では人口が1995年比で15%減少し、高齢化率が33%となっている。2040年には、さらに人口減少・高齢化が顕著に現れることが予測されている。加えて、集落の小規模化も平地地域に先駆けて進行しており、2050年には人口9人以下の小規模集落が中間農業地域では約１割、山間農業地域では約３割となることが予測されている。 中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等における集落による共同活動を支援することにより、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の確保を図ることを目的として創設され、耕作放棄地の発生防止や水路・農道等の適切な維持・管理など、地域の農業生産活動の継続等に効果があり、耕作放棄の防止による多面的機能の維持・発揮という役割を果たしてきたが、一部の地域では、直接支払いの対象となる活動が継続できなくなっている。  人口減少・高齢化の進展状況は地域ごとに異なるが、集落機能を維持し、営農を継続することが必要と考えられる地域については、中山間地	○ 中山間地域の人口は全国の約１割であるが、総土地面積については６～７割、耕地面積、農家数、農業産出額については約４割を占めるなど、2000年以降その割合はほぼ変化しておらず、農業・農村の中で重要な役割を果たしている。（第８回事務局資料P17） ○ 地域類型別に人口構成の推移を見ると、2015年においては、1995年比で山間（▲26%）、中間（▲15%）、平地（▲6%）の順で人口減少率が高い。また、2015年の高齢化率も、山間（38%）、中間（33%）、平地（29%）の順で高い。2040年には、さらに人口減少及び高齢化が顕著に現れ、1995年比で山間（▲60%）、中間（▲44%）、平地（▲30%）の順で人口減少率が高くなることが予測されている。（第８回事務局資料P9） ○ 第７回で議論した生物多様性の議論は、多面的機能の概念との整理は必要だが、アジアモンスーンの雨も多く湿気の多い中での農村の必要性に対する補強材料として使えるのではないかと思う。（第10回香坂委員） ○ 中山間農業は、耕地面積や農家数、農業産出額の４割を占めているが、農地の集約や規模の拡大など、生産性の向上には限界がある。人口減少が見込まれる中でも、農村に人々が安心して暮らし続けること自体が、食料安全保障だけでなく、エネルギーや防災など各種の安全保障に資するものであり、農業者のみならず全ての国民に関わる重要な問題。（第８回茂原委員）

域への条件不利補正等の直接支払いを引き続き推進する必要がある。 また、一部の地域では集落そのものの存続が困難になることが予想されるが、このような地域では集落活動ができなくなり、中山間地域等直接支払も継続できなくなるという問題が生じる。このため、集落機能の失われた中山間地域等における農業生産の継続のための方策を検討する必要がある。	
(5) 鳥獣被害 現行基本法において、鳥獣による農業等への被害防止に関する施策は規定されていないが、鳥獣被害は直接的な農作物被害のほか、営農意欲の減退や生活環境の悪化など、農村における深刻な課題となっている。 2000 年以降、シカやイノシシの推定個体数は急速に増加していたが、被害防止等を目的とした捕獲を推進した結果、2014 年以降は減少に転じており、鳥獣による農作物被害額は 2000 年から 2010 年頃にかけて 200 億円前後で推移していたが、2013 年以降は減少傾向で推移している。 しかしながら、鳥獣被害は耕作放棄や離農につながることもあり、実際に被害額として数字に表れる以上に農業・農村に深刻な影響を及ぼしている。さらに、鳥獣被害対策において捕獲を担う狩猟免許所持者の高齢化が進み、散弾銃やライフル銃による狩猟や許可捕獲が可能な第 1 種銃猟免許所持者は一貫して減少するなど、将来にわたる継続的な鳥獣被害対策には不安がある。  鳥獣被害対策は、捕獲による個体群管理と侵入防止対策及び生息環境管理を地域ぐるみでいかに徹底して実施できるかが対策の効果を左右するが、今後、農村人口が中山間地域を中心に大きく減少する中で、その対策を誰がどのように実施していくかが大きな課題となっている。農業生産活動の継続のみならず、地域住民の安全確保にも資するよ	○ 土地や所有者以外による荒廃農地の発生原因については、「鳥獣被害」が全国で約 3 割を占めており、特に中山間地域ではその割合が高い。(第 8 回事務局資料 P42) ○ シカ(北海道を除く)の推定個体数(中央値)は 1989 年度の 25 万頭から 2014 年度 255 万頭へと、25 年間で約 10 倍にまで増加。イノシシの推定個体数(中央値)は 1989 年度の 19 万頭から 2010 年度 146 万頭へと、約 20 年間で約 8 倍にまで増加。2014 年度以降は、捕獲対策の進展等により、いずれの推定個体数も減少傾向にあるが、シカについては依然として高い水準にある。(第 8 回事務局資料 P43, 44) ○ 鳥獣による農作物被害額は 2000 年から 2010 年頃にかけて 200 億円前後で推移していたが、2013 年以降減少し、2021 年には 155 億円となっている。(第 8 回事務局資料 P42)

う、捕獲等を強化するとともに、捕獲した鳥獣のジビエ等としての有効利用を推進するなど、関係省庁・関係自治体と連携しつつ、鳥獣被害を防止するための持続性のある体制整備が必要。	
4 農村分野の施策見直しの方向 以上のような情勢の変化や課題を踏まえ、食料安全保障の観点から以下のような基本的施策を追加または現行基本法に規定されている農村に関する施策の見直しを行うべきではないか。 (1) 人口減少下における末端の農業インフラの保安全管理 末端の用排水路、農道等については、草刈りや泥上げ等の共同活動を通じた保安全管理を継続するため、集落内の非農業者・非農業団体の参画促進などを引き続き実施することが重要。 一方、農業生産を継続する意向があるものの、集落の小規模化に伴い、集落内で末端施設の保安全管理を担う人員を確保することが困難となり、農業生産自体の継続が困難となる地域が増加していくことが懸念される。このため、このような地域では、市町村の関与の下、農地の農業上の利用や粗放的管理、林地化といった最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、畦畔の拡幅、法面の被覆等による作業の省力化や ICT 導入や DX の活用等による作業の効率化、施設の集約・再編を推進する。あわせて、集落間の連携、共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進、土地改良区による作業確保等、保安全管理を継続できるようにするための施策を講ずる。	○ 農業インフラの維持管理については、果たしてこれは農業者が負担すべきコストなのか。広く国民に負担してもらうようなシステムが必要ではないか。(第8回寺川委員) ○ 用排水施設の管理は重要な問題。すぐに答えが出るような問題でもない。基本法改正の中でどう議論を続けていくための芽だしにしていくなか、事務局で知恵を出していただければと思う。(第8回眞砂委員) ○ 法律で位置づけられていない共同活動によって社会全体が恩恵を受けているということをどのように法律上位置づけていくかを部会で議論すべき。(第8回清原委員) ○ 不在村の農地所有者との関係を再構築していく必要があり、インフラ全体の整備のためにも、そのようなかかわりづくりを促す施策を今後構築することが大事。これからの農村振興において環境対策も無視できない。条件不利地域でも環境負荷を与えない農業生産を行うなど、環境の観点からも農村振興を検討していく必要。(第8回柚木委員) ○ インフラについては、長寿命化計画を策定していると思うが、施設の健全性評価を行うべき。個別施設の管理については各地域で温度差があるので、存続させるためには行政側で支える必要があるのではないかな。まずは実態を把握し、アップデートすることが重要だ。それが難しい地域は、道路管理者等の他のインフラ管理者と協調するなど「インフラ群」としてインフラ管理をしていく局面にある。(第8回大橋委員) ○ 多面的機能支払の課題として、人材が不足しており、対策として、集落

	とができるのではないか。(第8回香坂委員) ○ 農山漁村発イノベーションや6次産業化などが、農業者起点のみの一方通行的になっていると感じる。本来双方向で事業創出を行うべきだし、他産業起点の連携も存在する。農業と他分野の連携を進めていく中で、農業者起点といった縛りが無い、点検した方がよい。外部の方が農業者をサポートするような新しい仕組み、農業支援サービスなどもそのイメージで見ると、新たなチャンスにつながると思う。(第8回三輪委員) ○ 新たに移住者を募ることはもちろん大事だが、先輩移住者が農村での暮らしの課題と魅力について発信することで、移住を検討される方へ分かりやすいQ&Aが提供でき、定住を促進できるのではないか。農村で生活して事業を行っていくには、地域集落の方との相互理解は必須。長い時間をかけて調整することと、既存の地域住民と移住定住者の間に入る仲介者の育成も重要。(第8回井上委員) ○ 地域運営組織や小さな拠点など、各省で活動が重複しており、重複をなくしたり連携したりすることが必須。地域の自主的な取組を促すことも重要だが、ある程度行政側でシナリオ分析しながら、それぞれの地域に適した農業の活性化につながる仕組みを想定し、施策の方向性を考える必要。(第8回大橋委員) ○ 議論の中では、これまで想像していなかった農村の変化を提示したが、これをあるがままに受け止めて政策を展開するのか、それともさらに農村を変えていくような政策を組み入れていくのかは、今後の議論に与えられた課題と考える。(第8回中嶋委員)
(3) 都市と農村の交流、農的関係人口の増加 都市農村交流を更に発展させ、都市に居住しながらも特定の農村に継続的に訪問する、ボランティアに参加するなど、特定の農村に継続的な関係を持つ者を増加させていくことで、当該地域における消費の拡大やボランティアなどによる集落機能の補完などを進める必要。 農業・農村に関わる関係人口を増加させるため、従来の都市と農村の交流に加え、二地域居住や農泊などの推進、非農業者が農村の共同活動	○ 農村政策は、単に農業生産のためになるのではなく、環境や生態系の維持、国土の保全等非常に広範な役割を担っている。関係人口の創出や農村RMOが必要であると思うし、食料供給体制の確保のためには、農村インフラも国が責任を持って支えていただきたい。加えて、担い手の確保や農家所得の向上対策、土地利用の在り方等も議論が必要。「農は国の大本なり」を常に意識して、広い視野でバランスの良い議論をお願いしたい。(第10回茂原委員)

に参加するための受け皿となる農村 RMO などの整備を推進する。	- - - - - ○ 多面的機能支払の生きもの調査は、教育教材として活用されれば、地域の理解醸成に繋がると思う。また、関係人口の創出の観点では、観光資源として農業・農村で体験できる様々なことを考えることも大事。(第8回上岡委員) ○ 関係人口の創出の仕掛けづくりに「食」が有力な武器になる。他省庁を含め様々な施策があるが、もっと「食」を前面に出すべき。(第8回高槻委員) ○ 田舎の小さな集落に住む実体験として、地域の高齢者は子供たちを大切にしてくれる。こういった情報を都市部の方々に発信することも大切。(第8回山浦委員)
(4) 多様な人材の活用による農村の機能の確保 食料の安定供給や適切な多面的機能の発揮の観点から、地域農業の持続的発展が必要であるが、農地を保全し、集落の機能を維持するためには、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であるとともに、農業を副業的に営む経営体や自給的農家が一定の役割を果たすことも踏まえ、地域の話し合いを基に、これらの者が農地の保全・管理を継続する取組を進める。 一方、集落内の農業者や住民のみでは集落機能の維持が困難である集落については、農業生産の維持のため、集落内外に存在する非農業者や NPO 法人などの集落活動への参画などを推進する。このような取組を進めるため、多様な人材の受け皿として、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村 RMO の育成を推進する。 さらに、農業生産の基盤として必要な地域であるものの、それでもなお農地利用や集落機能の発揮のための取組が困難な地域においては、集落外から新規参入による農地利用や集落活動への参画を促すといった取組を行う。	- - - - - ○ 外国人労働者も含めた多様な雇用労働力の確保が重要とあるが、多様な担い手の中身をもっと明確にするべき。例えば、半農半 X とかマルチワーカーなどが農村政策の中でしか議論されていない気がするが、従来ならば兼業農家と言われたように、農業政策の中でも意識する必要があるのではないか。(第12回茂原委員) - - - - - ○ 「農村人口の減少による営農継続のリスク」とあったが、これは食料安全保障のリスクと言い換えてもいいくらいリスク。政策を連携させていくのであれば、農村に人が暮らし続けることは食料安全保障に直結するという点を強調してほしい。(第8回清原委員) ○ 人が暮らしやすくするための機能すべてを農村に入れるのは現実的ではない。地方の中での都市部と農村をつなぎ合わせて考えるという発想も必要か。(第8回清原委員) ○ 今後人口が減り、生産年齢人口は減っていく。バラバラに住んで教育や医療のサービスを提供できるのかという問題がある。居住地と農地が離れていても良いのか、つまり都市部から離れた農地は全部守る必要があるのかということについて緊張感のある議論が必要。(第8回真砂委員) ○ 農水省も人・農地プランで、地域の将来に関する話し合いを促す施策をと

	るということだが、このような地域の未来を考えるための非農家も交えた話し合いを促す政策を加速化させることが必要。（第8回瀬委員）
(5) 中山間地域における農業の継続 人口減少・高齢化がさらに進行することが予想される中、中山間地域等では、集落そのものの存続が困難になり、共同活動による農地保全や地域コミュニティの維持ができなくなる集落が増えることが予想される。 そのため、その地域特性や地域資源を活かした特色ある農業の展開を支援するとともに、農業生産活動の継続と集落機能の維持が必要と考えられる地域については、中山間地域への条件不利補正等の直接支払いを引き続き推進する。 一方、営農条件が悪く担い手もない中山間地域の農地においては、今後の農業や農地利用について地域の関係者も含めて話し合いを行い、これまでどおり営農を継続できない農地では、粗放的管理や林地化等により、農地保全と環境保全を図る。 加えて、農業生産を維持する場合には、通作で農業生産を維持するとともに、末端の農業インフラの保全管理を効率的に継続できるようにするための施策を講ずる。	○ 直接支払制度の拡充は条件不利地域の農業を維持していく上で重要だが、農村に人々が住み続けられるようにするためには、農村施策の総合的な展開がこれまで以上に必要。（第8回茂原委員） ○ 中山間地域の有機農業者及び生活者の立場として、中山間の農業生産者、住居、生活インフラについては、選択と集中が必要ではないかと感じている。慎重な対応が必要かもしれないが、このままでは集落の維持は難しいと感じている。（第8回井上委員） ○ 現実問題として維持が厳しい中山間地域や集落はたくさんある中で、各地域で守るべき優先順位があるのではないか。そのうえで、10～20年のスパンで計画的にインフラをきれいに閉じていくという考え方も、住民の安全性を守る意味では価値があるのではないか。（第8回山浦委員） ○ 人口減少社会の中で、全てのものをこれまで通り維持するのは難しい。地域がどう判断して、守るのかやめるのかを、地域の話し合いで決めていくべき。（第8回瀬委員）
(6) 鳥獣被害の防止 鳥獣による農業や農村の生活環境への被害の防止のために、鳥獣の捕獲や侵入防止、生息環境管理に関する施策を講ずる。 特に、狩猟免許所持者が高齢化し、農村人口も減少する中で、捕獲等の強化に向けた人材育成・確保や新技術の活用、広域的な捕獲対策等を推進する。また、捕獲した鳥獣のジビエ等としての有効利用に必要な施設の整備や需要拡大などの取組も推進することにより、関係省庁・関係自治体と連携しつつ、持続性のある被害対策の実施体制を構築する。	○ 現行の基本法には鳥獣被害に関連する施策の記載がない。基本法の見直しにあたって、関連施策を強化していくためにも鳥獣被害対策を位置づけるべき。また、ジビエの普及がポイントになるのではないか。（第8回中家委員）